

## 公立大学法人福島県立医科大学役員会規程

(平成18年4月1日基本規程第2号)

一部改正 平成20年3月26日基本規程29号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学定款（平成17年3月17日制定。以下「定款」という。）第23条の規定に基づき、公立大学法人福島県立医科大学役員会（以下「役員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 役員会は、定款第16条に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項について審議する。

(招集)

第3条 役員会は、原則として毎月1回招集する。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することがある。

(役員以外の者及び監事の出席)

第4条 理事長が必要と認めるときは、役員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 監事は、定款第16条第7項の規定に基づき、役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成する。

(庶務)

第6条 役員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

この基本規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。